

知事許可漁業に係る制限措置の公示

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において準用する第42条第1項の規定に基づき、知事許可漁業に係る制限措置の内容を別紙のとおり定めた。

令和7年1月30日

鹿児島県知事 塩田康一



もじゃこ漁業

(1) 制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の 総トン数	推進機関の 馬力数	許可又は起業 の認可をすべき船舶 の数	漁業を営む 者の資格
もじゃこ漁業	鹿児島県 沖合一円	3月1日から 7月31日まで	定めなし	定めなし	114隻	鹿児島県に漁業の 根拠地を有する者 のうち、別途知事 が定める採捕計画 尾数に基づき需給 契約を締結した漁 業協同組合と納入 契約を交わしてい る者
もじゃこ漁業	鹿児島県 沖合一円	3月1日から 7月31日まで	定めなし	定めなし	30隻	大分県に漁業の根 拠地を有する者 のうち、鹿児島県と 大分県との間で締 結しているもじゃ こ漁業操業等に関 する協定書に参加 している者

(2) 申請すべき期間

令和7年2月3日から同月14日まで

(3) 漁業許可の有効期間

令和7年3月1日から同年7月31日まで

(4) 許可の有効期間を短期とする理由

もじゃこ漁業は、ぶり養殖用種苗として稚魚を採捕する漁業であり、過剰な採捕は資源管理上問題である。また、本県海域へ来遊する時期も限定されていることから、これらを踏まえ許可の有効期間を1年よりも短期とする。